

## 鳥取県イワガキ岩盤清掃実証事業費補助金交付要綱

平成30年3月27日第201700318839号

鳥取県農林水産部長通知

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県イワガキ岩盤清掃実証事業費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、県が水産環境整備事業基本計画(平成25年3月19日付24水港第3329号水産庁長官承認)(以下「基本計画」という。)に基づき整備したイワガキ増殖礁を漁業者等が継続的に利用することにより、イワガキの増殖が図られ、漁獲量が増加することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「間接補助事業」という。)を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、当該間接補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費(以下「間接補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に同表の第4欄に定める率(以下「補助率」という)を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する同表の第5欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、間接補助対象経費の額に同表の第6欄に定める率を乗じて得た額以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例(平成23年12月鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、原則として事業開始の20日前までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

### (間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、第3条第1項に規定する間接補助金(以下単に「間接補助金」という。)を交付するときは、その交付を受ける者(以下

「間接補助事業者」という。)に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定(これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。)に準じた内容の条件を付さなければならない。

第11条、第12条 (第4項を除く。)、第13条から第15条まで、 第16条第2項後段、 第17条、第25条及び 第26条	補助事業者等	間接補助事業者等
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	様式第2号による	補助事業者が定める
	知事	補助事業者
	様式第3号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第4号による	補助事業者が定める
	様式第5号による	
補助金等及び間接県費 補助金等	間接補助金	

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第7欄に定める変更以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第3号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに別表の第7欄に定める変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

(指示等の報告)

第10条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月15日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して

報告しなければならない。

- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（間接補助金の支払い）

- 第12条 補助事業者は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

（雑則）

- 第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月27日から施行し、平成30年度に係る補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月8日から施行し、令和3年度に係る補助事業から適用する。

別表(第3条、第9条関係)

1 間 接 補助事業	2 事業実 施主体	3 間接補助 対象経費	4 間 接 補助率	5 間接交 付主体	6 補助率	7 間接補 助事業 の重要 な変更					
鳥取県イ ワガキ岩 盤清掃実 証事業	漁業協 同組合	<p>基本計画に基づき整備したイワガキ増殖 礁に対し、事業実施主体が行う次の表の 項目(1)潜水業者による委託作業又は項 目(2)漁業者グループによる委託作業に 掲げる経費とする。ただし、本事業の利 用は基本計画に記された11地区の増殖 施設に対し、それぞれ1回のみとし、県裁 培漁業センターが開発した岩盤清掃機器 (以下「岩盤清掃機器」という。)及び巻貝 の食害防止器具(以下「食害防止器具」 という。)を用いること。</p> <table border="1" data-bbox="440 913 981 1641"> <thead> <tr> <th data-bbox="440 913 810 958">項 目</th> <th data-bbox="813 913 981 958">補助上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="440 963 810 1220">(1)潜水業者による委託 作業 ・岩盤清掃機器による岩 盤清掃 ・食害防止器具による食 害対策</td> <td data-bbox="813 963 981 1220" rowspan="2">事業費 (合計) 2,000千円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="440 1225 810 1641">(2)漁業者グループによ る委託作業 ・岩盤清掃機器による岩 盤清掃 ・食害防止器具による食 害対策 (潜水機材購入費、潜水 技術講習費、潜水ボンベ リース費、岩盤清掃機器 リース費、食害防止器具 等購入費、用船料)</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	補助上限	(1)潜水業者による委託 作業 ・岩盤清掃機器による岩 盤清掃 ・食害防止器具による食 害対策	事業費 (合計) 2,000千円	(2)漁業者グループによ る委託作業 ・岩盤清掃機器による岩 盤清掃 ・食害防止器具による食 害対策 (潜水機材購入費、潜水 技術講習費、潜水ボンベ リース費、岩盤清掃機器 リース費、食害防止器具 等購入費、用船料)	2/3	市町村	1/3	<p>1 間接 補助対 象経費 の増額</p> <p>2 事業 の目的 に特に 影響を 及ぼす と認め られる 内容の 変更</p>
項 目	補助上限										
(1)潜水業者による委託 作業 ・岩盤清掃機器による岩 盤清掃 ・食害防止器具による食 害対策	事業費 (合計) 2,000千円										
(2)漁業者グループによ る委託作業 ・岩盤清掃機器による岩 盤清掃 ・食害防止器具による食 害対策 (潜水機材購入費、潜水 技術講習費、潜水ボンベ リース費、岩盤清掃機器 リース費、食害防止器具 等購入費、用船料)											

様式第1号(第4条、第11条関係)

〇〇年度鳥取県イワガキ岩盤清掃実証事業計画(報告)書

1 事業の報告

2 事業実施主体

3 事業計画(又は事業実績)

対象地区	項目	事業費	負担区分			備考
			県	市町村	その他	

4 他の補助金の活用の有無(有・無)

※他の補助金の活用の有無について「有」、「無」のいずれかに○をすること。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載すること。

5 事業完了予定年月日(完了年月日)

6 消費税の取り扱い(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者)

※消費税の取り扱いについて、「一般課税事業者」・「簡易課税事業者」・「免税事業者」のいずれかに○をしてください。

7 添付書類

(1) 作業委託見積書及び作業予定位置図の写し

(2) 作業が完了したことを証する書類の写し

(3) 請求書及び委託費の支払を証する書類の写し

(注) 事業計画書には(1)を、事業報告書には(2)及び(3)を添付すること

様式第2号(第4条、第11条関係)

〇〇年度鳥取県イワガキ岩盤清掃実証事業収支予算(決算)書

1 収 入

(単位:円)

区 分	予 算 額	決 算 額 (実績報告時のみ記入)	増 減 (実績報告時のみ記入)	備 考
県 補 助 金				
市 町 村 費				
そ の 他				
計				

注)備考欄には、財源内訳を記入すること。

2 支 出

(単位:円)

区 分	予 算 額	決 算 額 (実績報告時のみ記入)	増 減 (実績報告時のみ記入)	備 考
鳥取県イワガキ岩 盤清掃実証事業				
合 計				

市町村長 様

鳥取県知事 氏 名 印

〇〇年度鳥取県イワガキ岩盤清掃実証事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書(以下「申請書」という。)で申請のあった鳥取県イワガキ岩盤清掃実証事業費補助金(以下「本補助金」という。)については、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「鳥取県イワガキ岩盤清掃実証事業」とし、その内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、間接補助対象経費の実績額について、鳥取県イワガキ岩盤清掃実証事業費補助金交付要綱(平成30年3月27日付第201700318839号農林水産部長通知。以下「要綱」という。)第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額(変更された場合は、変更後の額とする。)のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号(第11条関係)

年 月 日

様

職氏名

印

〇〇年度鳥取県イワガキ岩盤清掃実証事業費補助金に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付第 号により交付決定通知があった 年度鳥取県イワガキ岩盤清掃実証事業費補助金について鳥取県イワガキ岩盤清掃実証事業費補助金交付要綱第11条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取県補助金交付規則第18条に基づく確定額( 年 月 日付第 号による額の確定通知額)  
金 円
  - 2 実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)  
金 円
  - 3 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額  
金 円
  - 4 要補助金返還相当額 $(3-2) \times$  補助金の確定額 / 当該確定額に係る補助対象経費の額  
金 円
- (注)積算内訳書、その他参考書類(消費税確定申告の写し及び添付書類等)を添付すること。